

平成二年政令第五十九号

平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令
内閣は、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）第七十二条の二第二項、第八十七条の四及び第九十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（年金の額の改定）

第一条 平成二年四月分以後の月分（平成六年九月分までの月分に限る。次条において同じ。）の私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）による年金である給付については、法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法の次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えて同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

Table with 2 columns: Item description (e.g., 第七十七条第...), and Amount (e.g., 六万四千円).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 第八十二条第...), and Amount (e.g., 二百二十五万五千七百円).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 第九十条), and Amount (e.g., 四十九万五千五百円).

Table with 2 columns: Item description (e.g., 前条), and Amount (e.g., 二百四十九万二千七百円).

二百四十九万二千六百円	平成二年十二月	第一
九十一万三千九百円	昭和六十三年十二月	第二
千円	昭和六十三年十二月	第三
乗じて得た乗じて得た金額に一・〇八九	平成二年十二月	第四
金額に一・〇二三	昭和六十三年十二月	第五
一・〇二三	昭和六十三年十二月	第六
一・〇八九	昭和六十三年十二月	第七

（平成五年度における年金等の額の改定）
第五条 平成五年四月分以後の月分（平成六年三月分までの月分に限る。）の法による年金である給付に対する第一条及び第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

その金その金額に一・〇七を乗じて	昭和六十三年十二月	第一
〇二三を以前の組合員期間があるとき	昭和六十三年十二月	第二
乗じて得（昭和六十三年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその金額とし、平成二年十二月以前	昭和六十三年十二月	第三
た金額とし、平成二年十二月以前	昭和六十三年十二月	第四
の組合員期間があるとき（平成元年十二月以前	昭和六十三年十二月	第五
があるときを除く。）はその金額に一・〇五を乗じて得た金額とし、平成三年十二月以前	昭和六十三年十二月	第六
の組合員期間があるとき（平成二年十二月以前	昭和六十三年十二月	第七
の組合員期間があるときを除く。）はその金額に一・〇一六を乗じて得た金額とする。	昭和六十三年十二月	第八
十九万六千二百二十五円	昭和六十三年十二月	第九
千四百円	昭和六十三年十二月	第十
六万五千七百八十円	昭和六十三年十二月	第十一
五百円	昭和六十三年十二月	第十二

五十一万五千九百円	平成三年十二月	第一
千円	昭和六十三年十二月	第二
三百六十三万九千五百円	昭和六十三年十二月	第三
五万二千	昭和六十三年十二月	第四
二百二十二万四千九百円	平成三年十二月	第五
五万五千	昭和六十三年十二月	第六
七千	昭和六十三年十二月	第七
二百四十二万八千五百円	平成三年十二月	第八
九百円	昭和六十三年十二月	第九
九十一万九千八百八十円	昭和六十三年十二月	第十
三千円	昭和六十三年十二月	第十一
乗じて得乗じて得た金額に一・〇七	平成三年十二月	第十二
た金額に一・〇二	昭和六十三年十二月	第十三
一・〇二	昭和六十三年十二月	第十四

（平成六年度における年金等の額の改定）
第六条 平成六年四月分以後の月分（平成七年三月分までの月分に限る。）の法による年金である給付に対する第一条及び第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

その金その金額に一・一二二を乗じて得	昭和六十三年十二月	第一
た金額とし、平成元年十二月以前	昭和六十三年十二月	第二
〇二三を以前の組合員期間があるとき（昭和六	昭和六十三年十二月	第三
乗じて得十三年十二月以前の組合員期間が	昭和六十三年十二月	第四
あるときを除く。）はその金額に一・〇九七を乗じて得た金額とし、平成二年十二月以前	昭和六十三年十二月	第五
の組合員期間があるとき（平成元年十二月	昭和六十三年十二月	第六
以前の組合員期間があるときを除	昭和六十三年十二月	第七

乗じて得た金額とし、平成三年十二	平成三年十二月	第一
月以前の組合員期間があるとき	平成三年十二月	第二
（平成二年十二月以前の組合員期	平成三年十二月	第三
間があるときを除く。）はその金	平成三年十二月	第四
額に一・〇三〇を乗じて得た金額	平成三年十二月	第五
とし、平成四年十二月以前の組	平成三年十二月	第六
員期間があるとき（平成三年十二	平成三年十二月	第七
月以前の組合員期間があるときを	平成三年十二月	第八
除く。）はその金額に一・〇一三	平成三年十二月	第九
を乗じて得た金額とする。	平成三年十二月	第十
十九万六千二百二十五円	平成三年十二月	第十一
千四百円	平成三年十二月	第十二
六万五千七百八十円	平成三年十二月	第十三
五百円	平成三年十二月	第十四
五十一万五千九百円	平成三年十二月	第十五
千円	平成三年十二月	第十六
三百六十四万五千五百円	平成三年十二月	第十七
五万二千	平成三年十二月	第十八
二百二十二万四千九百円	平成三年十二月	第十九
五万五千	平成三年十二月	第二十
七千	平成三年十二月	第二十一
二百四十二万八千五百円	平成三年十二月	第二十二
九百円	平成三年十二月	第二十三
九十一万九千八百八十円	平成三年十二月	第二十四
三千円	平成三年十二月	第二十五
乗じて得乗じて得た金額に一・一二二	平成三年十二月	第二十六
た金額に一・〇二	平成三年十二月	第二十七
一・〇二	平成三年十二月	第二十八

（平成六年度における年金等の額の改定）
第七条 平成六年四月分以後の月分（平成七年三月分までの月分に限る。）の法による年金である給付に対する第一条及び第二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

その金その金額に一・一二二を乗じて得	昭和六十三年十二月	第一
た金額とし、平成元年十二月以前	昭和六十三年十二月	第二
〇二三を以前の組合員期間があるとき（昭和六	昭和六十三年十二月	第三
乗じて得十三年十二月以前の組合員期間が	昭和六十三年十二月	第四
あるときを除く。）はその金額に一・〇九七を乗じて得た金額とし、平成二年十二月以前	昭和六十三年十二月	第五
の組合員期間があるとき（平成元年十二月	昭和六十三年十二月	第六
以前の組合員期間があるときを除	昭和六十三年十二月	第七

附則
 この政令は、平成二年四月一日から施行する。
 附則（平成三年三月三〇日政令第八三号）
 この政令は、平成三年四月一日から施行する。
 附則（平成四年三月二七日政令第六三号）
 この政令は、平成四年四月一日から施行する。
 附則（平成五年三月二四日政令第四六号）
 この政令は、平成五年四月一日から施行する。
 附則（平成六年三月三〇日政令第九五号）
 この政令は、平成六年四月一日から施行する。
 附則（平成六年一月一六日政令第三五九号）抄
 （施行期日等）
 1 この政令は、公布の日から施行する。
 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 一 第二条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の規定、第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の規定、第五条の規定による改正後の平成二年度以後における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定に関する政令の規定並びに附則第四項から第六項までの規定及び附則第七項の規定（同項の表附則第六条第一項の項に係る部分に限る。）平成六年十月一日

一・〇三〇とし、平成三年十二月以前の組合員期間がないものにあつては一・〇一三とする。）